

個室ビデオ店の業者の皆さまへ

青少年の深夜はいかには非行につながりやすく、犯罪に巻き込まれる危険があります。

また、青少年がビデオなどを通じて有害な情報に接することがないようにしなければなりません。

条例の遵守と自主的な営業努力をお願いします。



青少年の健全な育成に関する条例

(深夜外出の制限)

深夜に営業する者は、深夜に店舗や敷地の中にいる青少年に、帰宅を促すよう自主的に努めなければなりません。(第18条の2第3項)

(深夜における興行場等への入場制限)

個室ビデオ店などの業者は、正当な理由がある場合を除き、深夜に店舗内に青少年を入場させてはなりません。また、見やすい場所に、深夜は青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければなりません。(第23条)

※深夜とは、午後11時から翌日の午前4時までを指します。

※掲示の様式については、裏面をご覧ください。

(場所の提供又は周旋の禁止)

何人も、淫行、わいせつ行為、暴行、麻薬の使用、飲酒、喫煙などが青少年によって行われたり、これらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所の提供や周旋をしてはなりません。(第22条)

(有害図書類の販売等の制限)

有害図書類(図書、ビデオ、DVD等)を青少年に売ったり、貸したり、見せたり、聞かせたりすることはできません。また、有害図書類を陳列するときは、他の図書類と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置かなければなりません。

(第13条の2)

自主的努力基準

- 1 飲酒、喫煙等青少年の健全な成長を阻害する行為が行われないよう定期的に店舗・敷地内の巡回を行う。
- 2 従業員に対し、深夜、敷地内の青少年に帰宅を促す等条例の趣旨を徹底するよう教育及び研修に努める。
- 3 条例の趣旨を踏まえ、深夜、青少年に対し、積極的な声掛けを行い、保護及び善導に努める。
- 4 個室ビデオ店業者の自主的努力
客席に仕切りを設けて周囲を囲う場合は、密室状態にならないよう、内部の見通しを確保する。

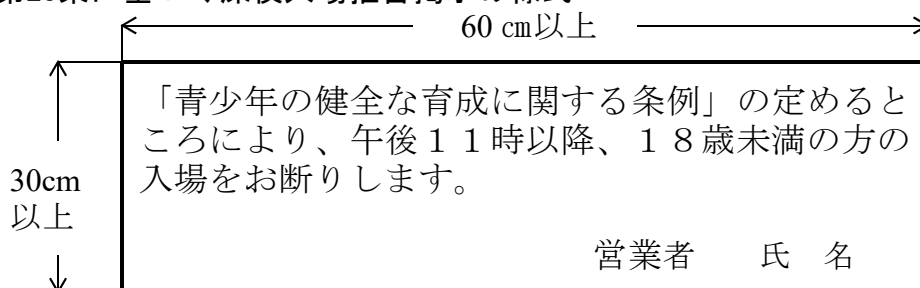
地域で青少年を非行や犯罪から守りましょう

青少年による非行や凶悪犯罪、青少年が犯罪の被害にあう事件が数多く発生し、大変深刻な状況が続いています。

その背景には、各種メディアやインターネットを通じた青少年にとって好ましくない情報のはん濫や、24時間型社会の進行により青少年が夜に外出する機会が増えたことなど、新しい問題が発生しています。青少年を非行の誘惑や犯罪被害から守るためには、家庭や学校だけでなく、地域社会が一体となって取り組んでいく必要があります。

営業者の皆様におかれましては、「青少年の健全な育成に関する条例」の趣旨を御理解いただき、積極的な御協力をお願いします。

条例第23条に基づく深夜入場拒否掲示の様式



注 縦書きでも差し支えありません。



- ◎ 青少年かどうか外見から判断しにくい場合は、身分証明書の提示を求めるなど、年齢確認を徹底してください。
- ◎ 従業員に対して、条例の趣旨についての研修・教育を徹底してください。

京 都 府

★このチラシについてのお問い合わせは健康福祉部こども・青少年総合対策室まで
電話 075(414)4301 FAX 075(414)4586 E-mail kodomo@pref.kyoto.lg.jp